

新見市教育委員会 9月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和5年9月13日(水) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階会議室3A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理人	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	山 縣 晴 美
教育総務課長	谷 本 隆 之
学校教育課長	黒 川 一 豊 海
生涯学習課長	木 下 正 雄
教育総務課庶務係長	泉 朋 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和5年9月13日(水) 午後3時30分から午後4時35分)

## 1 開 会

## 2 教育長あいさつ

## 3 前会会議録の承認

谷本課長

(新見市教育委員会 8 月定例会会議録について、開催日時等を読み上げて説明する。)

正村教育長

前会会議録は承認と決めます。

## 4 教育長報告

正村教育長

(前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

## 5 事務局報告

各事務局員

(教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

## 6 議 事

議第 38 号 令和 5 年度末校長・教員等人事異動方針及び人事異動実施要綱の承認について

正村教育長

それでは 6 の議事に移ります。  
議第 38 号の説明をお願いいたします。

黒川課長

議第 38 号 令和 5 年度末校長・教員等人事異動方針及び人事異動実施要綱の承認について説明させていただきます。

先般、県教育委員会から、令和 5 年度末の人事異動に係る方針及び実施要綱が示されました。これまでの大きな変更点といたしましては、今年度末から定年延長制度が導入されることに伴い、今年度 60 歳を迎えられた方の定年退職がゼロの年となっていることが挙げられます。

このことを受けまして、資料 2 ページの実施要綱「1 退職 (1) 早期退職募集制度には優遇措置があることを周知する。」と記載しておりますが、今年度 60 歳の方につきましては、これが適用されないということになります。

また、「3 その他 (2) 再任用候補者の配置について」の記述に「また、役職定年制による主幹教諭・指導教諭についても、それまでの経験と実績を考慮し、適切に配置する。」という項目を加えております。

その他の項目につきましては昨年度と変更はございません。

ご審議の方よろしく申し上げます。

正村教育長 来年度は基本的に定年退職というものが無いということになりますので、60を迎える方がもしも辞める場合は、早期退職という扱いになります。要綱で変わってる部分はそこだけということなんですけれども、あとはよろしいでしょうか。

三上委員 これは65歳が定年でいいんですよね。

黒川課長 年次的に該当年数が増えていくことになりまして、今年度60歳の方は61歳まで、現在59歳の方は1年延びて62歳、58歳の方が63歳というふうになってます。55歳の方からは、65歳が定年退職の年齢となります。

正村教育長 段階的に延びるということになります。

三上委員 だから年齢は書いてないんですね。

正村教育長 そうです。わかりにくいと思います。  
外にご質問ありますでしょうか。

松井職務代理者 「3その他 (2)」のことについて先程先生が触れられましたが、再任用候補者の配置について、今年度60歳になられた方については、再任用という形ではないということですよ。再任用という形ではなくて定年が1年延びたと。だから、今の身分のままということですよ。

正村教育長 黒川課長、役職定年について説明してください。

黒川課長 役職定年ということで、今現在、校長、教頭、主幹・指導教諭で今年60歳の方につきましては、来年度、指導教諭もしくは主幹教諭、どちらかを選ぶことができ、もちろん教諭というものを選ぶこともできます。ただ教諭になりますと、降格というか、常時担任をしなければならないという立場になりますので、基本、主幹教諭もしくは指導教諭を希望されて、市内に配置される、もしくは市内に入る余地がなければ、県内のどこかに入ることになります。

松井職務代理者 役職定年制っていうのは、主幹教諭または指導教諭という身分に希望すれば変わるということなんですよ。再任用の場合は、その給与は減額になっていて、今回は定年が延長されるということは、給料については、もちろん役職が変わる方については給料表に基づい

てということになるんでしょうけれども、教諭の方、それから、そこからあたりが変わらない方については、従前通りの給与が支給されるということでしょうか。

黒川課長

これは、どの職員につきましても、3割カットというふうに聞いております。

松井職務代理者

定年延長とは言うけれども、給与カットが伴うという事なんですね。

黒川課長

そういうことです。ただし現在校長職、教頭職、教諭職とかいう方が61の年になった場合、校長職の3割カット、主幹教諭になろうが指導教員だろうが校長職の基本給の3割カットで主幹ができたりとか、指導教諭ができたりします。

松井職務代理者

給与表が移るという事は無いんですか。

黒川課長

はい、無いです。

正村教育長

定年延長は、このように一律になっていくということですが、なかなか教育現場は大変難しいところでして、小さい学校が多いところに、どんどんそういう主幹教諭とか指導教諭が入るのかという、岡山市や倉敷市はそういう悩みはないんですけど、例えば複式学級3クラスしかないところに、そういう方が入ってきて、バランス的にいいのかどうかという難しい問題が出てきます。働きたい人の職場をなんとかしないといけないという面と、学校組織として、適当なのかというのを考えていかなきゃいけないということで、今回は何とかできるでしょうが、もう1年後にも同じような事になってきますから、どんどんそういう方が増えます。どこまで市内でいけるか、もし市内が駄目だったら市外でやっていただくしかないの、これは年々厳しくなってくるのかなとは思いますが。

外にご質問ありますでしょうか。

それでは、無いようですので、議第38号は、承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

それでは、議第38号は承認といたします。

議第39号 新見市部活動地域移行推進委員会設置要綱の制定について

正村教育長

次に、議第39号の説明をお願いします。

黒川課長

議第39号 新見市部活動地域移行推進委員会設置要綱の制定について説明をさせていただきます。

中学校における部活動については、少子化や教職員の働き方改革の観点から、令和7年度末を目途に、休日の部活動を順次、地域の活動へと移行させる方針が、スポーツ庁、文化庁より示されております。

各市町村においては、地域のスポーツ文化活動の振興を図り、将来的には中学生が休日のみならず、平日の放課後等にも参加できるような部活動に代わる有意義な活動の場としての、受け皿づくりが求められております。

こうした地域の実情に応じた持続可能な受け皿づくりに向けて、このたび新見市部活動地域移行推進委員会を設置し、部活動の地域移行を目的とした方向性の協議、部活動の地域移行に関するニーズ調査や指導者の確保、文化・スポーツ関係機関及び関係団体との連絡調整及び情報交換に関することなどを中心に、様々な協議を行うことといたしました。

要綱について、ご審議の方よろしくお願いたします。

正村教育長

この要綱につきましては、事前配付をさせていただいておりますので、時間を取らずにご質疑の方からお願いしたいと思っておりますが、委員の皆様から何かご質疑ありますでしょうか。

松井職務代理者

第2条の第1項について、単なる文言だけのことだと思うんですけど、「第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行う」となっていますが、(1)が「協議に関する事」になっているので、「協議すること」の内容が「協議に関する事」というのは、文言的にちょっとおかしいと思うので、例えばそのままいくとしたら「部活動の地域移行を目的とした方向性に関する事」として、「の協議」という文言はいらんんじゃないかなというふうに思いました。

それから、第3条の「次に掲げる関係機関の中から教育委員会が委嘱する。」となっていて、「その他教育委員会が必要と認める者」というのがありますが、例えばどういう想定があるか、或いはまだそれが無いとしたら無いということで結構なんですけど、何か想定しておられる関係機関というのがありますかという質問です。

黒川課長

「その他教育委員会が必要と認める者」というところにつきましては、今体育関係で言いますと、体育協会だけ名前を挙げさせてい

ただいておりますが、そのほかにも市内にはスポーツ少年団とか、様々な団体がございますので、そこらあたりが加わる余地を残しておこうかなということで、考えているところです。

松井職務代理者

私が一つ思ったのが、体育関係は岡山県中学校体育連盟が入っていますが、文化関係は一般の新見市文化連盟というのはありますけれども、中学校関係の文化部の関係がこの中になく思うんです。

中学校文化連盟新見支部というのがあるかどうかかわからないけれども、何かそういう文化部関係の中学校の先生というか、そういったような方も入って、体育と文化のバランスが取れるのかなというように感じを受けました。

文化部でも結構休日練習とかやっているとありますよね。例えば吹奏とか、そういったような文化部の方の地域移行への要望というのを含めて協議をしていくっていうのは大事なのかなというように感じがしました。

正村教育長

一中で言えば吹奏楽ですね。平日はいろいろいっぱいあるんですけど、土日を考えると吹奏ですね。

黒川課長

アート部っていうのもあって、土日活動しているかどうかかわからないんですけども、今松井委員がおっしゃられた中学校の部活の所属団体というのを確認しまして、もしあればここにいれさせていただくようにします。

松井職務代理者

それと、これは可能かどうか全くわからないんですけども、また、この地域移行ということの趣旨に即すのかもわからないんですけど、中学校、それから高等学校、それから大学がせつかくあるわけですから、その中・高・大の部活動の面での連携ということも視野に入れながら、こういう事業は考えられないかなというふうに思ったりすることもあります。例えば、高等学校の生徒或いは大学の学生などが、運動部で言えば経験豊富なわけですし、それから吹奏楽とか、そういったような面では長くやっているので経験も豊富なわけですから、十分に中学生の指導なんかには関わっていけるんじゃないかと思います。また、そういうところで指導を受けた子供たちが、新見の高等学校や或いは新見の大学へというふうに進学先を求めてくれれば、これはまた地域の振興としてもいい流れになってくるように思ったりするので、そういうようなことがこの中に含まれるかどうかわかりませんが、もし、それはちょっと趣旨が違うことだろうと言われたらそれまでなんだけど、そういうような

こともちょっと考えてみて欲しいなというふうにこの要綱を見ながら思いました。

これはもう、この設置要綱には全く関係ないことですが。

正村教育長

今松井先生のおっしゃられた意見も、実際大学の関係するような部活でいうと、いろいろ優秀な学生もいたりしたら、また大学と提携して実際問題派遣してもらおうということは、動き出したら出てきますよね。そういう時には、途中人数を増やして大学の部活を取り仕切っている先生に来ていただくとかいうのも一つの手段だと思います。

「6 教育委員会が必要と認める者」というところで、今の中学校の文化部の関係があれば、それに応じて入れていただくというのを松井先生が言われているので、それは実際問題していく中で増やしていくということよろしいですか。

松井職務代理者

結構です。

正村教育長

黒川課長メモをしておいてもらって、必要があれば入れていったら良いかなと言う風に私も思いますので。高校の生徒と一緒にできる部分があるかどうかちょっとわかりませんが、大学にも優秀な子がおれば、後々には入れることも視野にということでお願いします。

最初に松井先生が言われた第2条の1項目の協議に関する文言についてはどうでしょうか。事務局からお願いします。

黒川課長

「の協議」という言葉を削除させていただきます。

正村教育長

削除するということがよろしいでしょうか。

松井職務代理者

よろしいです。

正村教育長

では「の協議」を削除するということが、まず承認を得ておいて、この要綱の全体を承認するかどうかをとります。

「の協議」を削除するということが、他の委員さんよろしいですか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

他に全体的なご質疑がありますでしょうか。

長谷川委員

地域移行した時も学校の枠組みは外れずに、一中は一中、哲西は哲西という感じになるんですか。

黒川課長

受け皿の問題も非常に課題が多くございまして、とりあえず令和7年度までに、休日の部活動を地域移行するという事なので、例えば今、新見第一中学校は部がありますけれども、他の中学校でもソフトボールをしたい子がいるとします。そうした場合、新見第一中学校に土日に行ってソフトボールをするのか、それとも、どこかのグラウンドでソフトボールをするのか、場所も学校に限らず、いろいろ変わってきたりとか、市内の陸上はないけれども、防災公園で陸上をしたいっていう子がおればそこで陸上をするというようなことも考えられますので、また保護者の方の送迎とか、指導される方の報酬とかいうことも今後協議しなければならないことになってきますので、学校独自でっていうことには限りませんということです。

長谷川委員

大佐とかは極端に部活動数が少ないと思うんで、そのために指定学区変更とかする子もいたりするから、その枠組みを取っ払って、そういうふうになるのはいいことだなと思います。

正村教育長

一番端的なのは、例えば市内小学校の陸上をしてくださっているじゃないですか。あれが一番これに根差した受け皿ですよ。

長谷川委員

水泳部とかは無いですね。

正村教育長

元気広場から水泳をするような人が立ち上がって、これがクラブになっていけばいいわけですよ。

今部活という言葉が出てるんですが、部活という言葉がいいかどうかというのも、やっぱり論議があると思うんですよ。部活動は各学校にあるから部活と言うけど、もう今は世界的にもクラブですから、クラブチームっていうのはそういう境がなくて、ある程度範囲を決めなきゃいけないけど、目的に同意するものが入ってるのがクラブなので、だからやっぱり名前も変わってくるんじゃないですかね。部だったら関連的に学校の部活っていうところに行ってしまうので、多分これからクラブという言葉の方が、合ってくるんじゃないんでしょうかね。

外に全体的にご質疑ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)



正村教育長 　　では、議第 3 9 号について承認としてよろしいでしょうか。

各委員 　　　　(はいの声)

正村教育長 　　それでは、議第 3 9 号は承認といたします。

報第 1 8 号 公立学校職員の行政措置について

正村教育長 　　次に、報 1 8 号についてですが、本件は人事に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 7 項及び新見市教育委員会会議規則第 1 4 条に基づき、非公開での報告としたいので、ここで決議をお願いしたいと思いますが、非公開でおこなってよろしいでしょうか。

各委員 　　　　(はいの声)

正村教育長 　　ありがとうございます。それでは、非公開ということでさせていただきます。

　　では、黒川課長報告をお願いします。

黒川課長 　　　　(公立学校職員の行政措置について非公開で報告をおこなう。)

報第 1 9 号 新見市文化財保護審議会委員の委嘱について

正村教育長 　　次に、報第 1 9 号の説明をお願いいたします。

木下課長 　　　　報第 1 9 号新見市文化財保護審議会委員の委嘱についてご説明させていただきます。

　　新見市の文化財の適切な保存またはその方針等についてご審議いただく新見市文化財保護審議会委員会について、本年、7 月 3 1 日で 2 年の任期を満了したため、改めて 8 月 1 日から別紙の委員に委嘱をしております。退任の方は 5 名、新規に 3 名に委嘱しておりますので、報告を申し上げます。

　　以上でございます。

正村教育長 　　表がありますので、ちょっと見てください。

(確認の時間)

正村教育長 　　皆さんの方から何かご質疑ありますでしょうか。  
　　よろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

それでは、以上で本日の議事を終了いたします。

## 7 閉 会

正村教育長

9月定例教育委員会をこれで閉会します。  
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後4時35分)